

福岡医発第 55 号 (保)

平成15年 4月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次 郎



水俣病総合対策医療事業について

熊本県、鹿児島県及び新潟県で実施している水俣病総合対策医療事業では、各県が、交付した医療手帳の所持者に対し医療保険適用の自己負担及び介護保険の医療についてのサービスの利用者負担について助成しております。

今般、健康保険法等の改正が平成15年4月1日より施行されることに伴い、高額療養費に係る自己負担分の限度額が変更されましたが、医療費に応じた自己負担の限度額部分についても従来同様に助成されることとなり、また、療養手当の支給対象につきましても、一部変更となった旨、福岡県環境部環境保全課より別紙のとおり通知がありました。

平成14年末現在、対象者は8,832名おり、その居住地域は各地にまたがるため、地域によっては、対象者が医療機関や居宅サービス事業者等に医療手帳を提示しても、事業の趣旨が周知されていないために不都合が生じることも予想されます。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本事業に係る問合せにつきましては、下記の事業実施県の担当課又は環境省へお願いいたします。

記

【水俣病総合対策医療事業の問合せ先】

熊本県環境生活部水俣病対策課	TEL 096-383-1111 (代)
鹿児島県環境生活部環境政策課	TEL 099-286-2111 (代)
新潟県福祉保健部生活衛生課	TEL 025-285-5511 (代)
環境省環境保健部特殊疾病対策室	TEL 03-3581-3351 (代)



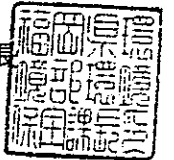
14 環保調第279号

平成15年4月3日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県環境部環境保全課長

(調査指導係)



水俣病総合対策医療事業について (依頼)

本県の環境行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添平成15年3月20日事務連絡(写)のとおり、環境省総合環境政策局環境保健部特殊疾病対策室長他から依頼がありましたので、貴会会員に対する周知についてよろしく御配慮願います。

なお、当該事業に係る問い合わせにつきましては、下記の事業実施県の担当課又は環境省へお願いいたします。

記

[水俣病総合対策医療事業の問い合わせ先]

熊本県環境生活部水俣病対策課 TEL096-383-1111 (代)

鹿児島県環境生活部環境政策課 TEL099-286-2111 (代)

新潟県福祉保健部生活衛生課 TEL025-285-5511 (代)

環境省環境保健部特殊疾病対策室 TEL03-3581-3351 (代)





事 務 連 絡

平成15年3月20日

都道府県環境・衛生担当主管部局長

政令指定都市環境・衛生担当主管部局長

殿

環境省総合環境政策局環境保健部特殊疾病対策室長

熊本県環境生活部水俣病対策課長

鹿児島県環境生活部環境政策課長

新潟県福祉保健部生活衛生課長

水俣病総合対策医療事業について

環境行政の推進につきましては、平素より御尽力いただき、心より感謝いたします。

さて、熊本県、鹿児島県及び新潟県で実施している水俣病総合対策医療事業では、各県が交付した医療手帳の所持者に対し医療保険適用の自己負担分及び介護保険の医療についてのサービスの利用者負担分について助成しております。

この度、健康保険法等の改正が平成15年4月1日より施行されることに伴い、高額療養費に係る自己負担分の限度額が変更されましたが、医療費に応じた自己負担の限度額部分についても従来同様に助成をすることといたしました。また、療養手当の支給対象につきましても、一部変更を行うことといたしました。

平成14年末現在、対象者は8,832名おり、その居住地域は各地にまたがるため、地域によっては、対象者が医療機関や居宅サービス事業者等に医療手帳を提示しても、事業の趣旨が周知されていないために不都合が生じることも予想されます。

つきましては、貴職におかれましても、地元医師会及び医療機関、地元の居宅サービス事業者等への本事業の周知徹底をお願いしますとともに、住民の方々などから本事業に係る問い合わせがあった場合には、下記のうち、その方の出身県の担当課または環境省の連絡先をお伝えいただくなど本事業を円滑に実施できるよう御協力をお願いいたします。重ねて、貴下の市区町村にもその旨の周知をお願いいたします。

【水俣病総合対策医療事業の問い合わせ先】

熊本県環境生活部水俣病対策課 TEL 096-383-1111 (代)

鹿児島県環境生活部環境政策課 TEL 099-286-2111 (代)

新潟県福祉保健部生活衛生課 TEL 025-285-5511 (代)

環境省環境保健部特殊疾病対策室 TEL 03-3581-3351 (代)

【 参 考 1 】

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う水俣病総合対策医療事業に係る療養費の請求手続について

熊本県、鹿児島県及び新潟県（以下「三県」という）では、水俣病総合対策医療事業を実施しており、各県が交付した医療手帳（別紙様式1）の所持者に、各種医療保険法による療養費（入院食事療養費を含む）の自己負担分（妊娠・出産、歯科、第三者行為による医療行為等水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害との関連が明らかに認められないものを除く）を助成しているところです。

今回、平成15年4月より健康保険法等の一部が改正され、これに伴い健康保険法等に基づく医療対象者（以下「対象者」という）の自己負担限度額等が一部変更されますが、医療費の請求手続等につきましては、引き続き下記によりご協力をお願いいたします。

記

1 医療制度の概要（自己負担関係）

	内容	健康保険法等
70歳 ～74歳	入院・外来	一般：1割負担 一定以上所得者：2割負担 (薬剤一部負担金なし)
	高額療養費 (自己負担限度額)	入院：40,200円 通院：12,000円
70歳 未満	入院	定率3割負担
	外来	定率3割負担 (薬剤一部負担金なし)
	高額療養費 (自己負担限度額)	72,300円＋ (療養費－241,000円) × 1/100 / 月 ※241,000円未満の場合、72,300円

2 請求について

- (1) 対象者が貴医療機関を受診した際には、その方から自己負担額を徴収されずに、その額を医療手帳を発行した県（三県のいずれか）に、所定の用紙で請求して下さい（自己負担額以外は平常通り保険者にご請求下さい。）。
- (2) 請求書の「請求額」の欄には、各レセプトの自己負担額を算出（レセプト一枚毎に10円未満四捨五入）し、その合計額を記入して下さい。
- (3) レセプト1件につき210円を発行手数料としてお支払いします。レセプト件数に210円を乗じて請求して下さい。
- (4) 毎月10日までに請求されますと、翌月に口座振込します。請求内容に不明点が生じた際は、電話などで問い合わせる場合がありますので、請求書には電話番号等を記入してください。

(5) 口座振込による支払を実施しておりますので、口座振込先を最初の請求の際に併せてご連絡下さい。

3 レセプトについて

(1) レセプトの計算方法は、支払基金や国保連合会への提出する通常のレセプトと同じですが、レセプトの余白等に、事業名、手帳番号、診療日を必ず記入して下さい。

(2) 外来については、請求書様式にある保険種別毎に取りまとめて下さい。

(3) 貴院で作成されたレセプトの写しを医療手帳を発行した県（三県いずれか）にご提出下さい。

※ その他、不明な点は、以下までお尋ねください。

熊本県環境生活部水俣病対策課 TEL 096-383-1111 (代)

鹿児島県環境生活部環境政策課 TEL 099-286-2111 (代)

新潟県福祉保健部生活衛生課 TEL 025-285-5511 (代)

環境省環境保健部特殊疾病対策室 TEL 03-3581-3351 (代)

【参考 2】

老人保健施設入所者に係る療養手当の請求手続きについて

熊本県、鹿児島県及び新潟県（以下「三県」という）で実施している水俣病総合対策医療事業では、各県が交付した医療手帳（別紙様式1）の所持者に対して介護保険の医療に係るサービスについて利用者負担分を助成しているところです。また、対象者が特定症候に関連して一定の療養（入院又は通院2日以上）を受けた時は、療養に要する諸雑費として、対象者に対して療養手当の支給を行っております。

療養手当は、療養型医療施設入所者に対しては同施設より提出された介護レセプトを基に、老人福祉施設入所者に対しては医療機関等から提出された医療レセプトを基に、それぞれ行っております。しかしながら、老人保健施設入所者については、施設サービスに医療と福祉の両方が含まれているために、同施設サービスが本事業の助成対象ではなく、同施設入所者が医療を受けても、療養手当を支給することができませんでした。今回、そのような問題を解消するために、療養手当の支給対象を変更いたしましたので、下記によりご協力をお願いいたします。

記

1 療養手当の支給対象について

対象者のうち、療養型医療施設入所している者については一月につき23,500円、老人保健施設に入所している者については一月につき21,200円（70歳以上の場合。70歳未満は17,200円）をそれぞれ支給いたします。（支給は月単位）

2 請求について

対象者が老人保健施設に入所している場合、療養手当は、対象者本人の請求に基づき三県が支給いたします。当該施設に入所している対象者は、毎月、医療手帳を発行した県に所定の用紙（療養手当請求書）で療養手当を請求します。その際、療養手当請求者の貴施設への入所を証明するものが必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、対象者が療養型医療施設に入所している場合につきましては、従来どおり、貴施設より提出された介護保険関係療養費支払請求書等に基づき、老人福祉施設に入所している場合には医療機関等からの医療レセプトに基づき、それぞれ療養手当での支給を行います。

※ その他、不明な点は、以下までお尋ねください。

熊本県環境生活部水俣病対策課	Tel 096-383-1111（代）
鹿児島県環境生活部環境政策課	Tel 099-286-2111（代）
新潟県福祉保健部生活衛生課	Tel 025-285-5511（代）
環境省環境保健部特殊疾病対策室	Tel 03-3581-3351（代）

各医療機関等へお願い

- 1 療養費（自己負担分）の請求手続きについて
本県では、医療手帳を所持する方の医療保険各法及び介護保険各法による療養費の自己負担分を助成しております。つきましては表記の方が貴医療機関等で療養を受けた場合は自己負担分を徴収されずに、熊本県環境生活部水環境対策課へ本県所定の様式（療養費支払請求書又は介護保険関係療養費支払請求書）及び診療報酬明細書又は介護給付費明細書に御記入のうえ請求くださいようお願いいたします。

2 療養費の支払方法について

毎月10日までに請求されますと、翌月の上旬にお支払いします。

なお、診療報酬明細書等発行手数料として1件当たり210円をお支払いします。

- 3 所定の様式は、下記のとところに備えてあります。

記

熊本県環境生活部 水環境対策課

〒862-8570 熊本市水前寺 6 丁目18-1 電話 (096) 383-1111代表

医療手帳番号	
医療手帳	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
熊本県	

対象者の方へお願い

- 1 療養を受けるときには、この手帳を提出してください。
- 2 生活保護等の適用者が自己負担額のない方は、この手帳は使用できません。
- 3 療養を受けたときは、この手帳の療養記録の欄に記入してください。
- 4 この手帳を他人に貸したり、譲ったりしてはいけません。
- 5 住所又は氏名が変わったときは、この手帳を添えてすぐに出してください。
- 6 この手帳は、失くさないように大切に持ちください。もし、失くしたり、汚したりしたときは、再交付を申請してください。
- 7 手帳が失効したときは、この手帳はすぐに返還してください。

第15号様式 (第11条関係)

医療機関コード

病院	診療所	薬局
整形外科	その他	

療養費支払請求書

年 月 分

区 分	件数 (件)	日数 (日)	点数 (点)	療 養 費 額 (円)	薬剤一部負担金 (円)	請求額合計 (円)
入 院	国 保					
	社保本人					
	社保家族					
	退職者					
	老 人					
	公費 併用等					
	食事療養費					
入 院	小 計					
	国 保					
	社保本人					
	社保家族					
	退職者					
	退職者 家族					
	老 人					
小 計	公費 併用等					
	小 計					
療養等小計 (入院+入院外)	件	日	点	円	円	円
診療報酬 発行手数料	件				(210円/件)	円
合 計						円

上記のとおり請求します。

年 月 日

医療機関

所在地
名称
電話

開設者

氏 名

印

熊本県知事様